

## 令和 5 年度第 3 回企業庁経営評価委員会 議事概要

- 1 日時 令和 5 年 11 月 30 日（木）15：00 ～ 17：00
- 2 場所 兵庫県庁 3 号館 6 階 第 6 委員会室
- 3 議事 (1)地域整備事業のあり方検討についての中間論点整理（案）

## (1) 地域整備事業のあり方検討についての中間論点整理（案）

資料 3「地域整備事業のあり方検討についての中間論点整理（案）」の内容について、以下のとおり議論を行った。

## ① 「Ⅱ 地域整備事業の概要」の内容について

## (i) 「1 事業の現況」について（資料 2 ページ）

（委員）

- ・ 「(2) 分譲の現況」について、分譲進捗率が 100%に近いものが多く、順調に事業が進捗しているような印象を受け、ミスリーディングであるように感じる。例えば進度調整地についての記載や注釈を加えるなど、事業の実態を理解し易いようにすべき。

## (ii) 「2 沿革と成果」について（資料 3 ページ）

（委員）

- ・ 各事業の収支について、全く記載がないのはなぜか。

（事務局）

- ・ 公営企業として、事業の収支だけが成果ではなく、地域の雇用者数、経済波及効果などの外部効果も成果だと考えている。今後の議論において、数字だけが独り歩きしないよう、このような記載にしている。

（委員）

- ・ 成果の公益的側面についてのみ記載し、収支について全く記載しないのはバランスが悪いように感じる。

（事務局）

- ・ 長年に亘って地域整備事業に取り組んできた割に、その成果に関する記載が少し

淡泊であったと思う。これらの成果は今後の事業のあり方について抜本的に議論する上で非常に重要なものであるため、今後の議論に資する材料を委員に提供するという意味でも、ご指摘を踏まえて記載内容を改めて精査する。

(委員)

- ・ 「沿革と成果」については、まず事実として、3条予算、4条予算の結果について記載すべきだと思う。全体の構成としては、まず歴史について触れ、次に3条予算、4条予算についての「事実」、それにプラスして外部効果について記載し、最後に臨海工業地域の創出や乱開発の防止といった成果について外部効果を加味した上で記載するのが良いと思う。

(委員)

- ・ 成果の記載については、正の部分と負の部分にわけて記載いただきたい。中間論点整理では簡単な表現とし、そこから議論を深めていく形が望ましいと思う。

(委員)

- ・ 正の部分では公益性、公共性について記載いただき、負の部分ではコストがかかって収支が悪化したことを簡潔に記載する。今年度の報告においては、それらの内容を拡充して記載するのが良いのではないか。

## ② 「III 主な論点」の内容について

### (i) 「1 地域整備事業会計の財政状況」について（資料4ページ）

(委員)

- ・ 「(1) 収支の状況」において「収益的収支についての単年度決算はおおむね黒字基調で推移してきた」と記載されている一方、「IV 2 地域整備事業の今後のあり方」(資料8ページ)においては「平成以降に行ってきた事業はすべて赤字」と記載されている。これらの記載の不整合についてどう考えるか。また、現金収支および資本的収支の収支差が赤字になっている年度が多いことから、単年度決算はおおむね黒字基調という表現に違和感を覚える。

(委員)

- ・ まず、収益的収支がほとんどの年度で黒字になっていることは事実である。一方、資本的収支はほぼ毎年度赤字になっていて、しかも金額規模が大きいいため、合算

後の現金収支を見ると赤字になってしまう。第2回委員会の資料では、主要な事業について合算後の現金収支をまとめていただいております、これらがすべて赤字になっていたことから、一見して不整合に見える記載になっているのだと思う。

(事務局)

- ・ そのとおりである。第2回委員会の資料では、淡路夢舞台を除く主要4事業について、資本的収支も含めた全体の現金収支を記載していたが、その場合はいずれの事業も黒字にはなっていなかった。

(委員)

- ・ 県民に分かりやすい情報を開示するという観点を持つべき。

(事務局)

- ・ 資本的収支と収益的収支を分けるのは、公営企業会計特有の仕組みである。これまでは収益的収支と資本的収支を全く別物として捉えており、資本的収支は投資をすれば必然的に赤字になるため、通常の経営にあたっては収益的収支に重きを置いていた。これら2つの収支をまとめた全体の現金収支を出したのは今回が初めての取り組みだった。資料の記載については、それぞれの収支について注釈をいれることで、誤解を招かないようにしたい。

(ii) 「2 今後の収支見通し」について (資料6 ページ)

(委員)

- ・ 資料に「あと数年で資金が底をつくと推測される」との記載があるが、第2回委員会における発言では、資金が底をつくと推測されていたのは令和7年度であったはず。実際にはあと2年しかないのにも関わらず「数年」と表現すると、実態より楽観的な印象を与える恐れがある。

(事務局)

- ・ 当該表現については変更を検討する。

(事務局)

- ・ 「あと数年で資金が底をつく」の記載の変更案として、「何も対策をしなければ、令和7年には資金が底をつく」とするのはどうか。

(委員)

- ・ それで問題ない。

(委員)

- ・ 「いわゆる『黒字倒産』が迫っていると言わざるをえない」という文言は、これは一般会計との貸借関係のことを指しているのではないか。誤解を恐れずに言えば、地域整備事業会計は実質的に破綻状態であると言え、県民負担が発生する可能性が高いと思うのだが、その理解で正しいか。

(事務局)

- ・ その通りである。

(委員)

- ・ 「黒字倒産」という文言が独り歩きする恐れがある。別の表現を検討したほうが良いと思う。

(委員)

- ・ 私も「黒字倒産」の表現が気になった。第2回委員会において、議論の流れの中でその単語が出てきたのは確かだが、それを抜き出して中間論点整理に記載するのは避けたほうが良いと思う。

(委員)

- ・ 「資金ショートを回避するためのあらゆる選択肢を模索する必要がある」との記載があるが、現時点で金額は不明なものの、最終的には一般会計による負担、すなわち県民負担が発生する可能性が高いことについて明確に記載すべきだと考える。そうしない理由や意図はあるのか。

(事務局)

- ・ 県民負担について言及していないのは、土地の販売状況や、一般会計との貸借関係や進捗調整地に対する対応の内容によって、最終的な県民負担の度合いが大きく異なってくるためである。現段階でその規模感がわからないので、敢えてこのような記載にしている。具体的な対策案を示すときに、どのくらいの負担になるかについての情報も出すようにする。

(iii) 「3 これまでの議論・取組の評価」について（資料7ページ）

（委員）

- ・（取組の評価を行う前提として、）資料冒頭の「1 はじめに」（資料1ページ）に記載されているとおり、「オープンな議論と正しい情報の発信」が非常に重要であることを改めて明確にしておきたい。これがあってこそ、その次に記載されている「客観的な評価・検証」が正しく機能する。
- ・これまでの地域整備事業の成果に対する評価についてはしっかりと記載すべきと考える。まず、地域整備事業が雇用の創出や研究環境の整備という成果を出したことは事実である。また、広い県土を持つ兵庫県において、臨海部で得た収益を基に県土の均衡ある発展を目指し、機動性に富む公営企業が先行投資して民間企業を呼び込もうとしたことは、当時の判断としては自然だったと思う。問題であったのは、社会情勢の変化に対して適切な対応を取らず、従来の財政スキームのまま事業を継続してしまったことだと思う。加えて、県民に対し正しい情報を説明する努力も足りなかったと思う。このように抜本的改革が行われないうまま県民負担を増やしてしまったことは、反省点として今年度の報告に盛り込むべき。
- ・これまでの地域整備事業の総括として、肯定的な点と課題の両方について記載すべき。また、「正しい情報をわかりやすく公開し、県民と共有するプロセスが十分ではなかった」という記載については、まさにその通りだと考えるので、この記載はぜひともこのまま残してほしい。

### ③ 「IV 今後の検討に向けて」の内容について

(i) 「1 経営の安定化（企業債の償還）に向けて早急に講じるべき対策」について（資料8ページ）

（委員）

- ・まずは企業債の償還に向けて、収支の均衡化および一般会計との貸借関係の整理について早期に対応する必要があると考える。

（委員）

- ・償還財源確保に向けて早急に取り組むべき具体的な対策として、事業の合理化、保有資産の活用・処分等が挙げられているが、これらの対策によって確保できる財源

の見込額を、年度ごとに示してほしい。また、これらの対策を講じたとしても、償還に必要な額を賄えない可能性があるが、その場合に採りうる手段について教えてほしい。

- ・ 進度調整地の活用等方策として、民間への売却、地域の活性化につながる事業化、環境林化の3つの選択肢が挙げられているが、それぞれの選択肢の実現性について教えてほしい。

(事務局)

- ・ 財務諸表上、資産はあるものの現預金が不足しており、償還に必要な額を賄えない状況である。現預金確保のためのひとつの案として、企業庁の他会計である企業資産運用会計からの借入等を検討している。

(委員)

- ・ 独立採算制を採る地方公営企業においても、一般会計からの繰入により、経費負担の区分が定められているが、具体的にどの部分が一般会計の法定内繰入金として認められているについて全く触れられていない点が気になる。法定外の部分で補填を行うとそれは問題になる可能性があるが、経費負担の原則に基づいて対応できるのか。
- ・ 未成事業資産、長期貸付金、有形固定資産の将来収益が議論となっているが、併せて利益剰余金の処分についても整理が必要と考える。

(事務局)

- ・ 企業庁事業において一般会計からの繰入については、水道事業では繰入基準があるが、地域整備事業については繰り入れに関する基準はない。

(委員)

- ・ 貸借対照表に計上されている、一般会計からの長期未収金、長期貸付金の根拠を示すとともに、これらの中に金額が膨れ上がる可能性の高いものがあれば教えてほしい。

(事務局)

- ・ 貸借対照表の一般会計との貸借は、繰入・繰出に関するものではない。一般会計への貸付金は、阪神・淡路大震災後の一般会計が厳しい財政状況であった時代に、一般会計の財政対策の一環で、企業会計の剰余金を貸付けたものである。一般会

計からの借入金は、神戸三田国際公園都市に関する事業が企業庁に移管された際、事業とともに継承した特別会計の負債である。

(委員)

- ・ 仮に具体的対策を講じても企業債の償還額を確保できず、一般会計において負担することになった場合、全額県民負担になるのか。それとも何らかの国の制度等により、何割か負担を軽減できるのか。

(事務局)

- ・ 仮に地域整備事業が破綻した場合、国等による財源措置はない。過去には第三セクター等改革推進債という、一般会計が処理する際の起債制度があったが、これも交付税措置はなく、全額一般財源により償還する必要があった。今後、一般財源で補填していくとなれば、全額県民が負担することになる。

(委員)

- ・ 進度調整地の処理に関して、環境林化を「一定の合理性がある」等、前向きに検討しているような記載ぶりになっているが、これまでの委員会の場ではそこまで前向きな方向での議論ではなかったと記憶している。本来、環境林化は消去法的に導き出される処理方法だと思うが、その点についてどうお考えか。

(事務局)

- ・ かつての県の行革プランの中で「まずは地域住民と活用方法を検討し、活用が難しい場合には長期的に環境林化も含めて検討すべき」と議論されてきたことを受け、経営評価委員会の場でも環境林化が議論の俎上にのぼった。その際、環境林化は、企業庁にとっては一定の理由のある選択肢ではあるものの、県全体の視点からはそれ以外の選択肢も含めて検討すべきだという意見が出た。このような議論の一連の流れを、中間部分を省略して纏めてしまったため、わかりにくい書きぶりとなってしまった。資料中の表現については改めて検討する。

(委員)

- ・ 仮に環境林化する場合、国からの財政支援はあるのか。

(事務局)

- ・ 過去の事例では、地域活性化事業債を活用して土地開発公社の土地を環境林として取得した。このケースでは地域活性化事業債の起債額に対し、3割の交付税措

置が受けられ、県民負担が少なくなる。地域活性化事業債の充当が可能かも含めて、今後の検討課題となる。

(委員)

- ・ 地域整備事業だけを考えると環境林化が望ましいが、一般会計が引き取れば、最終的に兵庫県民の負担となる。地域活性化事業債が活用できた場合でも、その原資は税金であるため、国民の負担が発生する。したがって、必ずしも環境林化が望ましい解決案である、というものではない。

(ii) 「2 地域整備事業の今後のあり方」について (資料8 ページ)

(委員)

- ・ 地域整備会計は個別の事業の集合体であるが、今後の方針の策定方法としては、はじめに今年度の報告で大きな全体方針を定めるべき。個別事業の方針については、市町などのステークホルダーとの調整が不可欠になると思うが、その際には今年度の報告において定めた大きな全体方針に沿って調整を進めていくべき。
- ・ 企業再生の有名な方法に、採算性の良い事業を存続し、悪い事業は廃止するというものがあるが、地域整備事業の問題に対する対応についてもこの観点が重要であり、採算性が見込めない事業は早急に清算すべきと考える。また、将来の不確実性が高まっている現代においては、現時点で良い事業であっても、今後もその状況が永続的に続くわけではない。さらに言えば、そもそもの話として、長期的な視点が必要な、将来的に大きな県民負担を生じさせる恐れのある事業を本当に実施すべきなのか、改めて検証したほうが良い。地域整備事業の必要性について、事業の廃止も視野に入れた抜本的な改革案を検討すべき。今年度の報告には「廃止も含めた見直し」という文言を盛り込むべきだと考える。

(事務局)

- ・ 事業の抜本的な見直しについては、国からもこういったスキームで考えるべきという指針が示されているので、その内容も含めて、今後の議論の材料を準備していく。

(委員)

- ・ 平成 29 年 3 月に総務省が公表した「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報



告書」の総論の目次タイトルを見ると、第1節が「公営企業を取り巻く環境の変化」、第2節が「各公営企業における抜本的な改革の必要性」、第3節が「抜本的な改革の進め方」となっており、本県の地域整備事業の改革の進め方に見事に合致している。この報告書において、経営状況の見える化と経営戦略の策定が大切だと書かれており、今回の委員会資料の検討視点とも重複している。また、宅地造成事業の節では、人口減少や産業構造の変化に伴う土地需要の減少、長期的な地価下落傾向に伴う土地の時価評価額の下落についての懸念や、造成事業を実施する際には、財政負担リスクをあらかじめ厳格かつ慎重に判断することが求められると書かれており、これも地域整備事業の課題と合致している。この報告書は今から6年前の平成28年度に公開されたものであり、その当時に地域整備事業の問題に着手すべきであった。この報告書の内容を参考として今年度の報告に反映してほしい。

(委員)

- ・ 今後の事業のあり方で存廃を検討し、地域整備事業を継続することになった場合には、事業実施のプロセスを考える必要がある。過去の事業では、収支だけに着目すると赤字が続いており、同じ轍を踏まないようにする必要がある。今後行う事業について、県内部だけでなく、外部の意見を踏まえて実施の是非を判断するなど、県民の総意のもとでニーズにあった事業を、プロセスを明確化・見える化した上で行っていく必要がある。
- ・ 償還財源が不足すれば、公営企業の大前提である独立採算制を維持できない。今後、独立採算制をどこまで堅持していくのか、大きな方針を考えていく必要がある。

(委員)

- ・ 第2回の委員会でも俎上に上がったが、淡路夢舞台や播磨科学公園都市などの事業は、開発後の維持管理費が多額に上っている。今後の事業のあり方の検討にあたっては、開発後に経常的に発生する経費についても論点に含めるべき。

(委員)

- ・ 地域整備事業だけの話ではないが、人口減少社会における県土の発展については、県全体で考える必要がある。縮小社会の絵を描くことは難しく、行政コスト削減

のためにも、反論は多いものの、コンパクトシティの思想に代表されるように社会を「縮」小させながらも「充」実させていくこと、すなわち「縮充」に徐々に挑戦していく必要があると考えている。

#### ④ 今後の議論の進め方について

(委員)

- ・ 中間論点整理(案)については、本日の議論を踏まえて修正を行った上で、兵庫県ウェブサイトにて公開する予定である。中間論点整理(案)の修正については、会長に一任でよいか。

(各委員)

- ・ 一任で良い。

(委員)

- ・ 当初の想定では、経営評価委員会は全5回の予定であり、本日の第3回委員会において地域整備事業のあり方についての議論を終え、次回の委員会からは経営戦略を議題とする予定であったが、地域整備事業についてまだ議論が必要な状況。したがって、1月中に追加で1回委員会を開催したいと考えるがいかがか。

(各委員)

- ・ それで問題ない。